

※このパンフレットは、平成26年10月1日以降に厚生年金基金の加入資格を喪失した方が対象になります。

# 企業年金連合会の 通算企業年金のおすすめ

## 通算企業年金を選ぶのはあなたです

退職などの理由により加入されていた厚生年金基金の加入資格を短期間で喪失した方（短期退職者）で脱退一時金を受けることのできる方は、そのお金（脱退一時金相当額）を企業年金連合会に移す（移換する）ことにより、将来、生涯にわたって年金（通算企業年金）としてお受け取りいただけます。

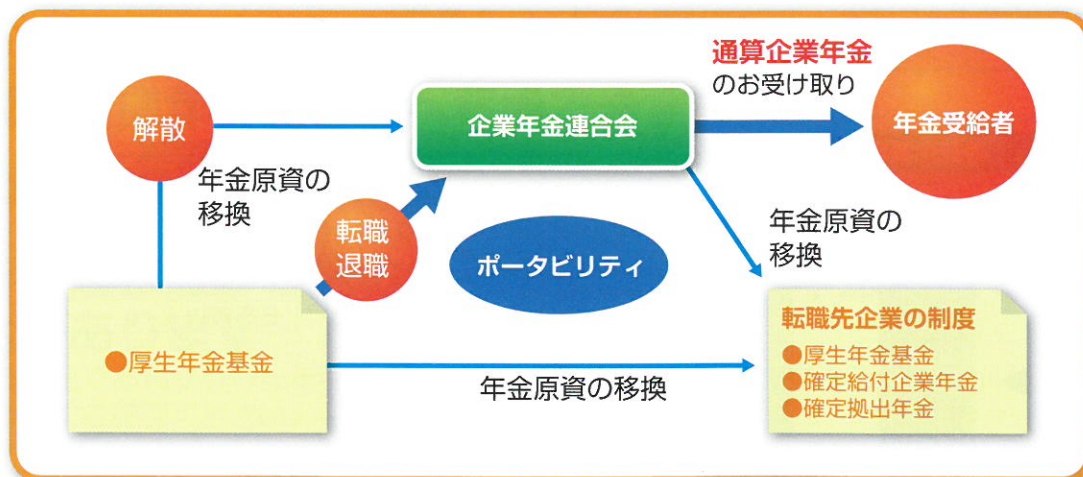


### 短期退職者とは、次の条件すべてに該当する方のことです。

- 退職などによりご自身が加入されていた厚生年金基金の加入資格を喪失した方
- 加入資格を喪失した日において、ご自身が加入されていた厚生年金基金の老齢年金給付の受給権を有していない方
- 加入されていた期間が20年未満の範囲で各厚生年金基金の規約に定めた期間に満たない方

## 企業年金連合会の役割

企業年金連合会は、厚生労働大臣の認可により設立された法人で、企業年金全体の年金通算センターとしての役割を担っています。





# 移換する脱退一時金相当額に対する 年金額（年額）【概算】

（受取開始年齢が 65 歳の場合）

（円：百円未満四捨五入）

	移換時の年齢	予定利率	移換する脱退一時金相当額					
			10万円	20万円	30万円	50万円	100万円	200万円
男性	25歳0月	2.25%	13,600	27,300	41,100	68,600	138,600	282,100
	35歳0月	2.25%	11,000	22,100	33,100	55,300	110,800	225,600
	45歳0月	2.00%	8,200	16,500	24,800	41,300	82,800	167,100
	55歳0月	1.75%	6,400	12,800	19,300	32,200	64,400	129,300
	65歳0月	1.50%	5,100	10,300	15,500	25,900	51,900	103,900
女性	25歳0月	2.25%	11,300	22,700	34,200	57,000	115,100	234,400
	35歳0月	2.25%	9,100	18,300	27,500	46,000	92,100	187,500
	45歳0月	2.00%	6,800	13,600	20,500	34,100	68,300	138,100
	55歳0月	1.75%	5,200	10,500	15,800	26,500	53,000	106,400
	65歳0月	1.50%	4,200	8,500	12,800	21,400	42,800	85,700

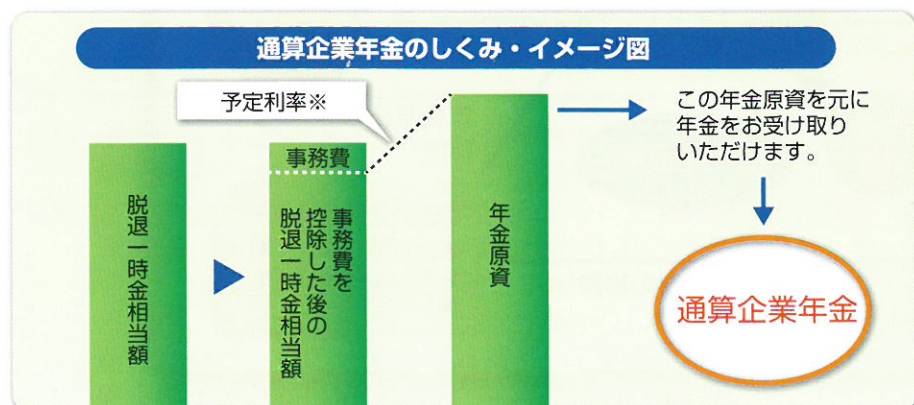
ご自分にあった具体的な試算は企業年金連合会ホームページの年金試算シミュレーションで行えます。  
<http://www.pfa.or.jp/chuto/shisan/chuto.php>



- \*「移換時の年齢」とは、脱退一時金相当額を企業年金連合会に移換された月末の年齢（月単位）です。
- \*例えば、35歳0月の男性が脱退一時金相当額100万円を移換された場合、年額約110,800円の通算企業年金を65歳から生涯にわたってお受け取りいただけます。
- \*女性の年金額が男性に比べて低くなっているのは、女性のほうが平均寿命が長い（受取期間が長い）ことを前提としているためです。

## お預かりした脱退一時金相当額を運用し 将来終身年金としてお支払いいたします

- 皆様からお預かりした脱退一時金相当額は企業年金連合会が責任を持って運用します。
- 年金額を算定する際の予定利率は、連合会が移換を受けた時の年齢に応じて1.50%～2.25%です。連合会が移換を受けてから年金を支払い終えるまでの平均期間の違いを勘案しています。  
※運用の状況によっては、年金額が増額される場合があります。
- 上記の予定利率の適用対象者は、平成26年10月1日以降に厚生年金基金の加入資格を喪失した方となります。



（※）予定利率

移換時の年齢	予定利率
45歳未満	2.25%
45歳以上55歳未満	2.00%
55歳以上65歳未満	1.75%
65歳以上	1.50%



# 通算企業年金にはこのような特長があります

## 生涯にわたって年金が受けられます

終身年金ですのでご本人が生存されている限り、生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。

## 保証期間（受取開始年齢から満 80 歳まで）がついています

保証期間とは、年金受取開始年齢から 80 歳に達するまでの期間のことを指し、その間に亡くなられたり、病気や災害などの理由があった場合に、選択一時金や死亡一時金を受け取ることができます。

### 選択一時金

原則として、年金でお受け取りいただくのですが、思いがけない病気や災害などにより資金を必要とされる場合は、年金を受けられる年齢になったとき（原則 65 歳）または年金をお受け取りになった後であっても保証期間内であれば、残りの保証期間に応じた選択一時金をお受け取りいただくこともできます。

### 死亡一時金

万一、年金をお受け取りになる前または年金をお受け取りになった後であっても保証期間内にお亡くなりになられたときには、残りの保証期間に応じた死亡一時金をご遺族にお支払いいたします。

（注）年金受取開始年齢到達までは選択一時金は選べません。

（注）脱退一時金相当額をお預かりしてから、選択一時金や死亡一時金をお受け取りになるまでの期間が短い場合は、お預かりした金額を下回る場合があります。

## 原則 65 歳からお受け取りいただけます

- 受取開始年齢は 65 歳（老齢厚生年金同様、生年月日により 60 歳から 65 歳に段階的に引き上がります。下表参照）からになります。
- ご本人の選択により本来の受取開始年齢よりも早くお受け取りいただくこともできます。（60 歳以降）ただし、受取期間が長くなりますので、この場合の年金額は減額された額となります。
- 受取開始年齢を超えて脱退一時金相当額を移換された場合は、移換された月の翌月分から年金をお受け取りいただけます。

	生年月日	受取開始年齢
男性	～昭和 28.4.1	60 歳
	昭和 28.4.2 ～昭和 30.4.1	61 歳
	昭和 30.4.2 ～昭和 32.4.1	62 歳
	昭和 32.4.2 ～昭和 34.4.1	63 歳
	昭和 34.4.2 ～昭和 36.4.1	64 歳
	昭和 36.4.2 ～	65 歳

	生年月日	受取開始年齢
女性	～昭和 33.4.1	60 歳
	昭和 33.4.2 ～昭和 35.4.1	61 歳
	昭和 35.4.2 ～昭和 37.4.1	62 歳
	昭和 37.4.2 ～昭和 39.4.1	63 歳
	昭和 39.4.2 ～昭和 41.4.1	64 歳
	昭和 41.4.2 ～	65 歳

## 非課税で企業年金連合会へ移換できます

脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換には、税金がかかりません。

（注）年金受取時は公的年金等に係る雑所得として取り扱われます。

## 企業年金連合会から他の企業年金制度等に年金原資を移換できる場合があります

企業年金連合会でお預かりした年金原資を他の企業年金制度等に移換できるかどうかは、加入された企業年金制度等にご確認ください。

（注）脱退一時金相当額をお預かりしてから、他の企業年金制度等へ移換されるまでの期間が短い場合は、移換額がお預かりした金額を下回る場合があります。



# 通算企業年金を選択される場合には 次のことにご注意ください

## お申し出いただける期限は 1 年間です

厚生年金基金の加入資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日までの間であれば、お申し出いただくことができます。

## 加入されていた厚生年金基金にお申し出ください

- 通算企業年金を選択される場合は、加入されていた厚生年金基金にお申し出ください。
- このお申し出により、厚生年金基金から企業年金連合会へ脱退一時金相当額が移換されます。

## 移換時に事務費をいただきます

- 移換された脱退一時金相当額から事務費をいただきます。
- 事務費は移換された額や年齢によって異なりますが、例えば、移換額が 30 万円のときは 3.4%程度、移換額が 200 万円のときは 1.7%程度となっています。

**事務費 (上限34,100円) = ①定額事務費 (1,100円) + ②定率事務費 (上限33,000円)**

- ① 定額事務費は、受付、移換完了通知書の送付などに要する経費に充てられます。
- ② 定率事務費は、データ管理、振込手数料などに要する経費に充てられます。

- このパンフレットに関するQ&Aを企業年金連合会ホームページでご覧いただくことができます。

<http://www.pfa.or.jp/qa/jukyu/jukyuu04.html>

企業年金連合会

検索



## お問い合わせ

詳しくは、企業年金連合会 (または加入されていた厚生年金基金) にお問い合わせください。

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階  
年金サービスセンター 年金相談室

 Pension Fund Association  
**企業年金連合会**  
企業年金の明日を担う

 **0570-02-2666**

※PHS・IP電話からは **03-5777-2666**

企業年金連合会ホームページ <http://www.pfa.or.jp/>



(注) 通算企業年金については、企業年金連合会規約に定められています。企業年金連合会規約は、企業年金連合会ホームページでご覧いただくことができます。

(注) 法律改正 (平成26年4月施行) により、企業年金連合会は、確定給付企業年金法に基づく新たな連合会 (新連合会) の設立時に解散することとなりました。(現段階では、解散時期は未定です。) 企業年金連合会が解散した場合は、通算企業年金に代えて残余財産を分配することになりますが、その分配金の額が当初お預かりした脱退一時金相当額を下回る場合があります。また、新連合会が、その分配金を原資として新たな老齢年金の給付を行うことができますが、現在の通算企業年金と同じ給付設計になるとは限りません。